

# オンライン資格確認等システムへの登録データに係る全保険者による点検結果

## 1. 点検概要

(対象) 全保険者

(点検事項) ・J-LIS照会により個人番号を取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか

・該当データについて正しい個人番号が登録されているか 【令和5年5月23日依頼/報告期限7月末】

## 2. 点検結果

○全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,571万件の登録データを対象に総点検を実施。

○異なる個人番号が登録された事例：1,142件確認（点検データの約0.007%。すべてオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済）  
このうち、薬剤情報等が閲覧された事例9件を確認。 【11月30日現在】

※2 その他、5月23日以降に判明した保険者から異なる個人番号が登録された件数が181件。このうち、薬剤情報等が閲覧された事例3件を確認。

(参考) オンライン資格確認の運用開始から令和5年5月22日までに判明した、保険者から異なる個人番号が登録された件数

	保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧された事例
令和3年10月～令和5年5月22日※4	7,372件	10件

※4 令和5年6月13日に、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に確認した事例を公表。

※5 オンライン資格確認の利用件数 計約16.4億件（8月末まで）

## (参考) 全保険者による点検の作業に関する報告結果

- 本年5月23日に、全保険者に対して、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか点検を行い、該当するものがある場合には、改めて、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所の一致などの確認を行っていただくよう要請。
- 6月末までに求めていた点検作業に関する状況のとりまとめ結果は以下のとおり。

① 基本的な留意事項に沿った対応を行っていなかった等 (※) のため、データ点検を行う	293団体 (約8.6%)
② 基本的な留意事項に沿った事務処理を行ってきたか、確認できない部分等もあるため、念のため、登録データの点検を行う	1,010団体 (約29.6%)
③ 基本的な留意事項に沿った対応を行っている	2,108団体 (約61.8%)

(参考) 全ての3,411団体が報告

(※)

- ・ J-LIS照会によって個人番号を取得する際、3情報のみが一致することをもって個人番号を取得・登録していたもの
- ・ J-LIS照会結果が複数表示された際に、必要な確認を行わずに一律に一定のデータを取り込む仕様としていたもの
- ・ 上記以外の原因で、過去に異なる個人番号を登録したことのあるもの

(注) ただし、上記の取扱いを現時点においては行っておらず、かつ、上記の取扱いを行っていた期間のデータについて、令和5年6月30日までに点検済みの場合を除く。